

県営住宅入居申込みの電子申請受付開始について

2026年度第2回定期募集（抽選）から、定期募集に限り入居申込みの電子申請受付を開始します。（常時募集（先着）は従来通りの申込みとなります。）

電子申込みの流れは次のとおりです。

○電子申込みの流れ

- ① 「[あいち電子申請・届出システム](#)」内の「**定期募集（抽選）県営住宅申込**」にアクセスします。（申込受付期間外はアクセスできません）
- ② あいち電子申請・届出システムにログインします。Graffer アカウントを持っていない方は、「[Graffer アカウントの作り方を教えてください](#)」に従って登録を行います。
- ③ 入居申込みに必要な情報を入力します。（入力には、[2026年度第2回定期募集県営住宅入居申込案内書](#)及び[2026年第2回定期募集住宅一覧表](#)をご参照ください。）
必要な情報（参考）
 - ・ 申込者本人の氏名、メールアドレス等
 - ・ 申込希望地区、希望住宅、部屋番号等
 - ・ 申込同居家族及びその他の扶養家族の氏名等
 - ・ 現在のお住いの状況等
- ④ 入力した内容を確認し、申請します。
- ⑤ 申請後、登録したメールアドレスあてに自動受付通知が送信されます。
届かない場合はメールアドレスに誤りがないか、または迷惑フォルダやスパムフォルダ等に振り分けられていないかご確認ください。
- ⑥ 申請された内容に不備が確認された場合は、原則メールか電話でご連絡します。

※今回の定期募集（抽選）について申込受付期間前に確認したい場合、以下のページ内「定期募集の県営住宅を探す」に掲載しておりますので、併せてご確認ください。

[（県営住宅を探す | 県営住宅 | 愛知県住宅供給公社）](#)

※注意※

申請した内容に誤りがあった場合、再度申請をされると重複申込みと見なされて失格となりますのでご注意ください。

自動受付通知などから再申請の申込みをされた場合も同様に失格です。

申請は1世帯一度きりですので、お間違いの無いよう、内容をご確認のうえ申請をしてください。

電子申込にあたっての注意事項

申込みまで	① 重複又は虚偽の申込みをしたときは申込みを無効とします。 (この場合、今後の受付は一切いたしません。) ※同じ募集に1世帯(婚約者との申込みの場合も1世帯とする。)で2回以上申込みをしたときや郵送申込み、電子申込みそれぞれで申込みをした場合等 ② 申込みに際してのご了解事項(次ページ「資格喪失について」参照)をご確認ください。
申込みから抽選まで	① 電子申込後は、入居希望部屋、申し込み区分及び抽選区分等の記載内容の変更・訂正は一切できませんのでご注意ください。 ② 申込み後に住所を変えた場合は、最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号通知書(はがき)等を受け取れるように住所変更手続きをしてください。 ③ 申込内容に不備がなければ、抽選します。 抽選会への出欠が当落を左右するものではありません。
仮当選から入居まで	① 仮当選者の入居資格の有無等は、入居資格本審査の際にすべての書類を提出していただいてから最終的に判断します。 提出された書類につきましては原則としてお返ししませんので、ご了承ください。 ご相談の段階では、あいまいな記憶や書類なしでご質問いただく場合が多いため、確実なお答えができません。 後日、審査書類を提出された際に、相談時と判定が異なり失格となる場合もあります。 ② 入居資格本審査では、申込受付期間での入居資格の有無を審査しますので、収入・同居しようとする親族等入居資格について、申込み時点と入居資格本審査時点で事情や条件が変わる場合には、内容により失格となる場合がありますので、ご注意ください。 年齢は一部資格を除き申込受付期間最終日現在(2026年9月9日(水)現在)の満年齢で計算します。 ③ 賃貸借契約締結の際には、緊急連絡先の届出が必要となります。 緊急連絡先の方は原則2名とし、1名は親族、もう1名は親族又は友人知人とします。 緊急連絡先が1名しか見つからない場合や、日本国内に親族のいない場合などは住宅管理事務所又は支所等へご相談ください。 ④ 次の方は、仮当選後であっても、直ちに入居の資格を失います。 ・住所や連絡先等の変更をしたにもかかわらず連絡がなかったり、連絡のつかなかった方(送付した郵便物が宛先不明等で配達されず、当公社に返送された場合) ・実際には申込資格がなかったことが判明した方 ・同居親族の変更(出生・死亡の場合を除く。)や、婚約の解消・変更があった方 ・同居親族の死亡等により単身となった方 ただし、シルバーハウジングへの申込後に単身となった方で申込資格がある場合は除く。 ・事前連絡をせずに、入居資格本審査期間中に審査を受けなかった方、入居説明会当日に欠席された方 ・提出をお願いした書類(不備書類など)を提出期日までに提出されない方 ・指定した期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の書類作成をされない方 ・入居に際して申込区分により特定の条件があり、これを受諾されない方

あいち電子申請・届出システムを利用した電子申込みについて

2026年度第2回定期募集から、定期募集の入居申込みについて、電子申込みでの受付も可能になりました。(引き続き郵送申込みも可能です。)

申込み方法等は以下のとおりです。

あいち電子申請・届出システム 電子申込み詳細ページ

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/denshishinsei>

2026年9月1日以降、こちらのURL及び
QRコードからもご確認いただけます。



**※1世帯につき電子申込み、郵送申込みのいずれか一方でのみ申込みいただけます。
重複又は虚偽の申込みをしたときは申込みを無効とします。**

■電子申込みにあたっての注意事項

- ・電子申込みは2026年9月1日0時～9月9日23時59分までとなっております。
期間終了後は申込フォームを閉鎖しますのでお気を付けください。
- ・電子申込み後、受付完了通知をメールでお送りしますので、noreply@mail.graffer.jpからのメールを受け取り出来るよう設定してください。
その後、抽選番号通知及び抽選結果通知は書面にて郵送します。
氏名(同居者含む)、住所、電話番号、メールアドレス等の内容に誤りがないかご確認のうえ申請してください。
(申請後の入居希望部屋、申込区分及び抽選区分の変更・訂正は一切できませんのでご注意ください。)

■資格喪失について

●電子申込みに際してのご了解事項

申込受付期間は決まっています。受付期間外は電子申込み窓口にアクセスすることはできません。申込み内容に不備がある場合は申込み者のメールアドレス又は電話へお返しします。該当箇所を訂正後、至急郵便または窓口(管轄の住宅管理事務所・支所等)への持参、公社指定のメールアドレスに返信のいずれかの方法で提出してください。次の場合は今回の電子申込みの受付最終日をもって失格とさせていただきます。異議はお受けしません。

- ① 申込者のメールアドレスや住所が不明で不備書類が返信、返送できない。
- ② 返信、返送した申込み内容が「あて所に尋ねあたらず」などの理由により不達となった。
- ③ 連絡(電話・メール)できない。
 - ・申込書に電話番号の記載が無い。電話番号の数字が判読不能
 - ・営業日の日中に電話をしても通じない。留守番電話に伝言しても営業時間中に折り返しの連絡をいただけない。
 - ・メールで不備について連絡しても応答がない。

●仮当選・入居資格審査・入居説明会・その他のご了解事項

次の場合は直ちに失格となります。

- ① ・入居指定日から1か月以内に申込者本人及び同居親族全員が入居できないことがわかった。
 - ・婚約による申込の場合は申込者または婚約者のどちらかが1か月以内に入居できない。3か月以内に入居が完了できない。(入居後であっても退去していただきます。)
 - ・婚約の解消・離婚不成立等の重要な変更事項が生じた。
- ② 入居資格審査期間中に必要な審査を受けなかった。
- ③ 入居資格審査で必要とされた書類を指定の期日までに提出しなかった。
- ④ 入居説明会に正当な理由なく無断欠席した。(説明会日時の失念は正当な理由ではありません。)
- ⑤ 電話・郵便・メールなどで必要な連絡ができない。又は、指定の日時までに連絡をいただけない。
- ⑥ 申込者又は同居者が暴力団員・暴力団関係者と判明した。